

遵守契約書

代表者 八百原義正（以下甲という）と、施術者（以下乙という）は、各種健康保険の被保険者・組合員・世帯主及び被保険者・組合員・世帯主であったもの（以下被保険者という）並びにこれらの被扶養者に係る療養費又は家族療養費（以下単に療養費という）の受領委任の取扱いを行うに当たり、下記の通り契約を締結する。

（基本的事項）

1. 鍼灸マッサージに係る施術（以下単に施術という）については、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に行うこと。また、施術は被保険者又は被扶養者である患者（以下単に患者という）の療養上妥当適切なものとする。
2. 乙は、保険申請にあたり徳島県保険鍼灸マッサージ師会（以下本会という）を経由しなければならない。また、本会に入会していない健康保険取扱い施術所に勤務したり提携してはならない。

（受給資格の確認等）

3. 患者から施術を受けることを求められた場合には、その提出する被保険者証（遠隔地被扶養者証・継続療養証明書・共済組合被扶養者証・任意継続被保険者証等以下単に「証」という）によって療養費等を受領する資格があることを確かめること。

（療養費の算定）

4. 施術料金については厚生労働省が定める施術に係る療養費等の算定基準により算定した額を保険者に請求すると共に、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、請求に当たって他の療養に係る費用を請求しないこと。
5. 保険者との円滑な関係構築のために行っている本会の別に定める自主規制に従うこと。

（受領委任）

6. 乙は、患者から療養費の受領委任を求められた場合には、これを受任するものとする。
 - 2) 前項の委任を受けた施術者は所定の療養費、家族療養費支給申請書を甲の指定する者に委任するものとする。

（証明書等の交付）

7. 乙は、患者から保険給付を受けるために必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、速やかに交付すること。

（施術録の記録）

8. 受領委任に係る施術に関する施術録はその他の施術録とは区別して作成し、必要な事項を記載した上で、これを完結の日から5年間保存すること。

（通知）

9. 患者が次の事項に該当する場合には、乙は、遅滞なく意見を附してその旨を甲に連絡し、甲は患者の所属する保険者に通知すること。
 - ① 傷病の原因が第三者の行為によるものであるとき
 - ② 正当な理由なくして、施術に関する指示に従わなかったとき
 - ③ 不正な行為により施術を受け、または受けようとしたとき

（施術の方針）

10. 施術においては一般に施術の必要があると認められる傷病に対して的確な判断をもととし、医療上必要と認められた場合に行うほか以下の方針により行うこと。
 - ① 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導し、最善の努力をすること
 - ② 施術は療養上必要な範囲及び限度でこれを行うものとし、とりわけ、長期または濃厚な施術とならないよう努めること
 - ③ 鍼灸マッサージ法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが必要である場合には医師の診療を受けさせること

（施術録の提示）

11. 甲が必要であると認めるときは、本契約による施術に関し、乙に対し施術録、帳簿その他の書類の提示を求めるものとし、この場合当該施術者はこれに応じること。

（指導）

12. 関係法令若しくは通達又は本契約に違反した時は、本会の決議、諸規約に従うこと。

（違反に対する措置）

13. 甲は、乙が本契約に違反し又は不相当と認めた場合には、別に定める細則に従う。

（変更事項の届け出）

14. 申し出で書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨甲に届け出ること。

（その他）

15. 本契約の期間は契約締結の日から2年間とし2年毎に更新することとする。但し、甲の申し出がない限り自動更新するものとするが、変更点が生じた場合は速やかに更新することとする。

上記契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通ずつを所持する。

令和 年 月 日

代表者（甲）名 称 徳島県保険鍼灸マッサージ師会
住 所 徳島市南島田町1丁目38-3
電話番号 088-635-4190

氏 名 八百原 義正 ㊟

施術者（乙）名 称
住 所
電話番号
氏 名

㊟

代筆の場合 代筆者の住所

〃 氏名

㊟